

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります
整 理 番 号		
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	(内線 )
異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
	1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ( 月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)

茨城県 常陸太田市 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒											
平成 年 月 日提出			フリガナ												
			氏名又は名称												
			代表者の 職氏名印	㊟											
		個人番号 又は法人番号													
給 与 所 得 者												(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)										
	氏 名		円	月から	月から										
生年月日	昭和・平成 年 月 日			月まで	月まで	..									
個人番号				円	円										
1月1日 現在の住所															
給与の支払を受け なくなった後の住所															

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定			相 続 人 の 氏 名 等	
1. 異動が平成 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が平成 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄
			円	円	
異 動 者 印			円	住所	
				電話	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記 入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を		
フリガナ				月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称			電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印			(内線 )		納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載してください。  
3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
また、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。





# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収継続記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城県 常陸太田市長 殿	住所(居所) 又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3
平成××年〇〇月△△日提出	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ
給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は名称 株式会社 ○×商事
	代表者の職氏名印 個人番号 又は法人番号
	代表取締役 特徴 太郎

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者 指定番号	12345	※市町村ごとに異なり ます
整理番号	00010	
課・係	人事課 人事労務係	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名	特徴 花子

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を記入してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ	140,000	6月 月分から	9月 月分から	××・8・31
123456	氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	円	8月 月まで	5月 月まで	
生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日	円	35,600	104,400	
個人番号	〇〇県××市△△3-2-1				
1月1日現在の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所				

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

異動の事由	1. 特別徴収継続	月分から退職時までの給与支払額
1. 退職	2. 一括徴収 (1月以降は必須)	1,200,000
2. 転勤	3. 普通徴収 (理由)	60,000
3. 合併		
4. 休職		
5. 長期欠勤		
6. 死亡		
7. 会社解散		
8. 住所誤報		
9. その他 (特別徴収不可)		

異動があった際には最低限記入が必要な記入欄となります。(太線内：必須事項)

税額通知書の住所を記入してください。

異動(退職等)後、住所が変更になる場合に記入してください。

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。(新勤務先で記載願います)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が平成××年12月31日までで、申出があったため (月日申出)	・	円	円
2. 異動が平成××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円
異動者印		円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割 次の欄にも記載してください。

相続人の氏名等	1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
氏名	2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
続柄	3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
住所	4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)
電話	

該当事項に○印をつけてください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	01234	課・係	庶務課社員係
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	氏名	特徴 進
フリガナ	マルバツフジサン カブシキガイシャ	電話	111-111-1111 (内線 222)
氏名又は名称	○×不動産 カブシキガイシャ		
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎		

新しい勤務先では	※市町村
月割額 11,600 円を	
9月分から徴収し	
納入書 (要) ・ 不要	

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

転勤・再就職等により、新勤務先で特別徴収を継続する場合に記入する欄です。前勤務先では未記入のまま新勤務先へ回付してください。

常陸太田市の指定番号がある場合は記入し、ない場合は無記入のまま提出してください。

【提出先】 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係